

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 炭そ予防注射の実施
- ◇公 告 建築基準法による道路の位置の指定
消防設備士試験の合格者
- ◇正 誤 昭和四十七年八月十五日付鳥取県公報第四千三百六十七号中訂正
昭和四十七年九月十六日付鳥取県公報第四千三百七十六号中訂正

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「二八二、〇〇〇円以内」を「二九九、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の二の1の(三)中「二〇〇〇円以内」を「三〇〇円以内」に改め、ただし書を削る。

別表第一の三の3の(一)の表中

五、四〇〇 円	六、八〇〇 円
八、五〇〇 円	九、七〇〇 円
一〇、九〇〇 円	一五、〇〇〇 円

一、六〇〇 円	一四、六〇〇 円
一七、五〇〇 円	二、九〇〇 円
二、一〇〇 円	二、二〇〇 円
二、九〇〇 円	五、八〇〇 円
九、二〇〇 円	一一、八〇〇 円

〇〇 円	二〇、五〇〇 円
〇〇 円	二二、五〇〇 円
一六、三〇〇 円	一九、〇〇〇 円
二四、〇〇〇 円	三、二〇〇 円
二五、八〇〇 円	二、二〇〇 円

別表第一の三の3の(二)の表中

一、九〇〇 円	二、六〇〇 円
二、八〇〇 円	三、八〇〇 円
三、五〇〇 円	五、一〇〇 円

四、三〇〇 円	五、二〇〇 円
六、一〇〇 円	七、四〇〇 円
七、五〇 円	一、〇〇〇 円
二、〇〇〇 円	三、〇〇〇 円
二、七〇 円	四、一〇〇 円

県 税 事 務 所			大 阪 事 務 所		東 京 事 務 所		本 庁 主 計 員		
右 以 外 の 職 員	課 長 補 佐	統 括 税 務 專 門 員 長	右 以 外 の 職 員	部 長	右 以 外 の 職 員	主 計 員	係 長	所 長	室 長
統 括 税 務 專 門 員 長	課 長	次 長を置かない は所長 統 括 税 務 所 に あ つ て	神 戸 貿 易 事 務 所 長	部 長	被 評 定 者 が 課 の 内 部 組 織 に 属 さ な い 職 員 に あ つ て は 課 長 補 佐	主 計 員	係 長	所 長	室 長
所 長	所 長	所 長	所 長	所 長	青 少 年 室 長	出 納 室 長	課 長	課 長	室 長
B	A		B	A	B				

保 育 專 門 学 院		積 善 学 園		皆 成 学 園		喜 多 原 学 園		児 童 相 談 所		身 体 障 害 者 更 生 指 導 所		土 木 出 張 所		保 健 所		福 祉 事 務 所	
係 長	次 長	右 以 外 の 職 員		老 人 福 祉 司	精 神 薄 弱 者 福 祉 司	身 体 障 害 者 福 祉 司	課 長 補 佐	係 長	主 幹	室 長	課 長	次 長を置かない 機 関 に あ つ て は 機 関 の 長		次 長			
次 長	局 長	校 長	院 長	園 長	所 長	室 長	身 体 障 害 者 福 祉 司 補 佐	係 長	課 長	課 長	所 長			所 長			
院 長	園 長	所 長					課 長		所 長								
A		B		A													

西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部(通称岩伏地区)

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。)

四 実施の期日

昭和四十七年十月五日から十月三十一日まで

五 検査の方法

炭疽第二苗予防液皮内接種

鳥取県告示第七百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年九月二十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市尾高町 一一八 安部 忠利	米子市吉谷字立石六五五ノ八、六五六ノ二、六五〇ノ一・六五五ノ三・六五七ノ一・六五八ノ一・六五九の一部、六五七ノ一地先農道、字銭神六六〇ノ一〇の一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 五五二・七〇メートル

公 告

昭和47年8月20日及び9月17日に行なつた消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和47年9月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種消防設備士試験

第1類 会見 信一 村川 英夫 岸本 義徳 湯本 勝美

野沢 康男 安陪 幸彦 井上 文雄 真壁頼ノ介

松本 貞明 谷 本 正弘 治部田照男 真田 良則

高橋注連松 久保田知房 山根 規泰 寛 篤

近藤 泰 島崎 正弘 沢田 教吉 寺沢 政美

第4類 森田 茂伸 島崎 正弘 沢田 教吉 寺沢 政美

小林 幸男 塩見 眞人 江田 善紀 中村 慎慈

垣内 久 下山 武男 田中 克己 米岡 延朗

林原 仁志 平尾 昭夫 西田 純夫 石谷 英昭

徳中 雄二 定常 正文

第5類 藏密 信正

乙種消防設備士試験

第1類 河村 和利

第3類 清水 廣實

第4類 横山 澤範

第5類	横山	澤範		
第6類	横山	澤範		
第7類	西田	純夫	石谷	英昭
	下山	武男		寺沢
				政美
				小林
				幸男

正 誤

昭和四十七年八月十五日付鳥取県公報第四千三百六十七号中次の箇所
に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	上	一	第十一号	第十二号

昭和四十七年九月十六日付鳥取県公報第四千三百七十六号中次の箇所に
誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	五	第十二号	第十三号